

大阪市立平野西小学校 P T A 規約 対照表 2026 年 04 月

現行	改定案
第 6 章 役員とその選出方法 第 1 3 条 本会の役員は次の通りとする。 5. 役員は男女いずれか一方のみであっては ならない。	第 1 3 条 5. <u>削除</u> (以降項目番号繰上げ)
第 1 1 章 各委員会の任務 第 3 5 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査 し、年 2 回、全会員にその結果を報告しなけ ればならない。	第 3 5 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査 し、 <u>年 1 回</u> 、全会員にその結果を報告しなけ ればならない。